

○幼稚園（私学助成）

(1)使用する届出様式について

私学助成幼稚園は、施設の設置に関する「認可」を受けているところですが、幼児教育・保育無償化が開始されたことに伴い、無償化対象施設として施設等利用給付に係る「確認」を受けています。

そのため、施設の運営内容等に関して変更事項が生じた場合、「確認」に係る部分について、市に変更届出を提出する必要があります。

根拠法令	名称	内容
子ども・子育て支援法	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	「確認」に係る変更で使用。

※変更内容に応じ、指定の添付書類が必要となります。

※「認可」に係る手続については、埼玉県の担当課までお問い合わせください。

(2)注意事項

- ・変更事項がある場合は、(3)提出書類に記載の必要書類について、提出をお願いします。
- ・提出締め切りまでに書類が全てそろわない場合、その時点で提出できる書類のみ御提出ください。
- ・一部様式が指定されている書類があります。提出の際は御注意ください。
- ・理事会等の議事録については、変更について適切な意思決定過程を経ているか確認する資料となります。そのため、変更について審議・議決したことが分かるように記載されている必要があります。提出の際は、議事録内の該当部分にマーカー等で着色をお願いします。
- ・設置者の代表者、役員、施設長等が変更となる場合、誓約書の提出が必要となります。御注意ください。

(3)提出書類

【設置者に関すること】

変更内容	提出書類	提出締め切り
名称、主たる事務所の所在地、定款・寄付行為等の登記事項	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	変更後10日以内
	理事会等の議事録（写）	
	変更後の法人の登記事項証明書	
経営の責任者	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	変更後10日以内
	理事会等の議事録（写）	
	履歴書	
	子ども・子育て支援法第58条の10第2項の規定に該当しない旨の誓約書	
役員	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	変更後10日以内
	理事会等の議事録（写）	
	役員の氏名、生年月日及び住所の一覧	
	子ども・子育て支援法第58条の10第2項の規定に該当しない旨の誓約書	

【施設に関すること】

変更内容	提出書類	提出締め切り
名称	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	【要事前相談】 変更から10日以内
	理事会等の議事録（写）	
	変更の理由書	
所在地	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	【要事前相談】 変更から10日以内
	理事会等の議事録（写）	
	住居表示変更通知書等、所在地の新表記を証する書類	
園長の変更	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	変更から10日以内
	理事会等の議事録（写）	
	履歴書	
	子ども・子育て支援法第58条の10第2項の規定に該当しない旨の誓約書	

【その他】

変更内容	提出書類	書類の提出締め切り
運営内容等に変更がある場合 （以下例） ・施設の目的及び運営の方針 ・利用料金 ・預かり保育の提供体制 等	特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	変更から10日以内
	理事会等の議事録（写）	
	その他必要と考えられる書類（事業計画等）	
事業の廃止・休止・確認の辞退	特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届 理事会等の議事録（写）	3か月以上前